

第9-12表 社会保険料率の労使負担割合（2011年）

Table 9-12: Employer-employee social insurance contribution rates, 2011

							(%)
国		年金	医療	介護	雇用	その他	計
Country		Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others	Total
日本	JPN	16.42 ¹⁾	9.39 ²⁾ ～9.60	1.51 ³⁾	1.55 ⁴⁾	なし	
	労 / employee	労使折半			0.60		
	使 / employer				0.95		
アメリカ	USA	10.4 ⁵⁾	2.9 ⁶⁾		3.68 ⁷⁾		
	労 / employee	4.2	1.45				5.65
	使 / employer	6.2	1.45		3.68 ⁷⁾		11.33
イギリス	GBR	25.8	税負担の		国民保険	なし	
	労 / employee	12.0 ⁸⁾	ため		制度に統		12.0
	使 / employer	13.8	なし		合		13.8
ドイツ	DEU	19.9	15.5 ⁹⁾	1.95	2.8 ¹⁰⁾		
	労 / employee	労使折半	8.2	労使折半			20.325
	使 / employer		7.3				19.425
フランス (民間部門の場合)	FRA	老齢保険				家族 手当 ¹⁴⁾	住宅支 援基金 への 拠出
		16.65	13.85		6.40		
	労 / employee	6.65 ¹¹⁾	0.1 ¹²⁾	0.75 ¹²⁾	2.40 ¹³⁾		9.90
	使 / employer	8.3 ¹¹⁾	1.6 ¹²⁾	13.1 ¹²⁾	4.00 ¹³⁾	5.4	32.50

資料出所 日本:厚生労働省及び日本年金機構ウェブサイト

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ウェブサイト

イギリス:歳入関税庁ウェブサイト

ドイツ:連邦労働社会省ウェブサイト

フランス:経済統計研究所INSEEウェブサイト

(注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率。

2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)の保険料率。医療保険料率は都道府県ごとに異なる。この料率は2011年3月から適用。

3) 46～64歳までの第2号被保険者の保険料率。

4) 日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」の財源の項(p.150)を参照。

5) 2011年は労:4.2, 使:6.2, 自営業者:10.4。

6) メディケアパートAを指す。

7) 2011年6月以降、州別失業保険税を含む平均値(連邦0.6%、州平均3.08%)

8) 週139～817ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては、2%の保険料がかかる。

9) 医療保険料率は、2009年1月1日から15.5%に引き上げられたが、特別措置として、2009年7月1日から18か月14.9%に引き下げられた。2011年から再び15.5%となり、労:8.2%, 使:7.3%の振り分けとなった。

10) 雇用保険料率は、時限措置により2.8%(2009年1月から2010年12月まで)だが、2011年1月から3.0%となった。

11) 34,620ユーロ/年までの給与に対する割合。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。

12) 対全給与。

13) 138,480ユーロ/年までの給与に対する割合。

14) フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するものまで含んでいるため、その他に計上。